

指導検査基準（指定認知症対応型通所介護事業）

※抜粋版

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定認知症対応型通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その認知症（法第8条第16項）に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p>	<p>法第78条の3第1項 省令第41条</p>
第2 人員及び設備に関する基準	<p>1 従業者の配置の基準</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者が、指定認知症対応型通所介護事業ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 生活相談員</p> <p>指定認知症対応型通所介護の提供日ごとに、当該認知症対応型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計を当該指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>※ 指定認知症対応型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定認知症対応型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合には、二単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>イ 指定認知症対応型通所介護が同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合</p> <p>ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合</p> <p>また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。</p> <p>なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。</p>	<p>法第78条の4第1項</p> <p>省令第42条第1項第1号 基準について第3の三の2の(1)の③のホ</p> <p>基準について第3の三の2の(1)の③のイ</p>
	<p>② 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）</p> <p>指定認知症対応型通所介護の単位（指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下「人員に関する基準」において同じ。）ごとに、専ら当該指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>※ 看護職員については、提供日ごとに、当該事業所において看護関係業務に必要な時間帯は専ら配置しなければならない。その上で、それ以外の時間帯においては、指定認知症対応型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図ることができる場合、専ら従事しないことができる。</p> <p>なお、密接かつ適切な連携を図ることができる場合とは、以下のとおりとする。</p> <p>ア 当該事業所において機能訓練指導員等の他職種として従事する場合</p> <p>イ 同一事業者の他の事業所・施設がある場合に当該他の事業所において従事し、通所介護事業所との密接かつ適切な連携が図られている場合</p> <p>ウ 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護職員が、指定認知症対応型通所介護事業所の利用者の健康状態の確認を行うことについて、協定書等により密接かつ適切な連携が図られている場合</p> <p>③ 介護職員</p> <p>指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、当該指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定認知症対応型通所介護の提供に当たるものに限る。）が勤務している時間帯の合計を当該指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯（提供単位時間数）で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては、1に15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数以上となるために必要な数を配置しているか。</p>	<p>省令第42条第1項第2号</p> <p>省令第20条第1項第2号 基準について第3の三の2の(1)の③のハ</p>

	<p>※1 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて適当数の従業者を配置しているか。</p>	<p>基準について第3の三の2の(1)の③のロ</p>
	<p>※2 省令第42条第1項第1号の生活相談員、同条第2項の看護職員又は介護職員の人員配置については、提供日ごとに、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するように定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。</p> <p>※3 生活相談員については、指定認知症対応型通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定認知症対応型通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式） 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数 例えば、1単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。</p> </div> <p>④ 機能訓練指導員 機能訓練指導員は1人以上確保されているか。 機能訓練指導員については、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退防止の訓練を行うために、利用者の心身の状態を的確に把握し、かつ、利用者ごとに作成する通所介護計画に定められた機能訓練を適切に実施するために必要な程度配置すること。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、(1)③の介護職員及び(2)の適業がある場合における看護職員又は介護職員を常時1人以上当該指定認知症対応型通所介護に従事させているか。</p> <p>(3) (1)にかかわらず、指定認知症対応型通所介護の単位の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定認知症対応型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</p>	<p>基準について第3の三の2の(1)の③のハ</p> <p>基準について第3の三の2の(1)の③のホ</p> <p>省令第42条第1項第3号</p> <p>基準について第3の三の2の(1)の③のヘ</p> <p>省令第42条第3項</p>
	<p>(4) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。</p> <p>(5) 機能訓練指導員は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が行っても差し支えない。</p> <p>(7) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤であるか。</p> <p>2 管理者</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに管理者を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、専ら当該指定認知症対応型通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。ただし、当該指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>3 設備及び備品等</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>省令第42条第1項第5号</p> <p>基準について第3の三の2の(1)の③のト</p> <p>省令第42条第1項第6号</p> <p>省令第43条第1項</p> <p>省令第43条第2項</p> <p>省令第44条第1項</p> <p>基準について第3の三の2の(1)の⑤</p>

	<p>(2) (1)に掲げる設備の基準を満たしているか。</p> <p>① 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>② 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。</p>	<p>省令第44条第2項 基準について第3の三の2の(1)の⑤</p>
	<p>(3) (1)の設備は、専ら当該指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>省令第44条第3項 基準について第3の三の2の(1)の⑤</p>
<p>第3 運営に関する基準</p>	<p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者「運営に関する基準」を遵守させるための指揮命令を行っているか。</p> <p>2 運営規程</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、各指定認知症対応型通所介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下において「運営規程」という。）を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間（8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。）</p> <p>④ 指定認知症対応型通所介護の利用定員（当該指定認知症対応型通所介護事業所において同時に指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者（実人員数）の数の上限をいう。）</p> <p>⑤ 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域（当該指定認知症対応型通所介護事業所が通常時に指定認知症対応型通所介護を提供する地域をいう。）</p> <p>⑦ 指定認知症対応型通所介護の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ その他運営に関する重要事項</p>	<p>省令第61条 （準用第28条）</p> <p>省令第54条 基準について第3の三の3の(3)</p>
	<p>3 勤務体制の確保</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型通所介護を提供することができるよう各指定通所会議事業所において、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定認知症対応型通所介護については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のために研修の機会を確保しているか。</p> <p>4 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>5 提供拒否の禁止</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、正当な理由なく指定認知症対応型通所介護の提供を拒んではないか。</p>	<p>省令第61条 （準用第30条）</p> <p>省令第61条 （準用第3条の7）</p> <p>省令第61条 （準用第3条の8）</p>

	<p>6 サービス提供困難時の対応 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>7 受給資格等の確認 (1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 (2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型通所介護を提供するよう努めているか。</p>	<p>省令第61条 (準用第3条の9)</p> <p>省令第61条 (準用第3条の10第1項)</p> <p>省令第61条 (準用第3条の10第2項)</p>
	<p>8 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>9 心身の状況等の把握 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>10 居宅介護支援事業者等との連携 (1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>11 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を西東京市に対して届け出ること等により、指定認知症対応型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>12 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定認知症対応型通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定認知症対応型通所介護を提供しているか。</p> <p>13 居宅サービス計画の変更の援助 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p>	<p>省令第61条 (準用第3条の11第1項)</p> <p>省令第61条 (準用第3条の11第2項)</p> <p>省令第61条 (準用第23条)</p> <p>省令第61条 (準用第3条の13第1項)</p> <p>省令第61条 (準用第3条の13第2項)</p> <p>省令第61条 (準用第3条の14)</p> <p>省令第61条 (準用第3条の15)</p> <p>省令第61条 (準用第3条の16)</p>
	<p>14 サービスの提供の記録 (1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護を提供した際には、当該指定認知症対応型通所介護の提供日及び内容、当該指定認知症対応型通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。</p>	<p>省令第61条 (準用第3条の18第1項)</p> <p>省令第61条 (準用第3条の18第2項)</p>

	<p>15 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定認知症対応型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定認知症対応型通所介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により当該利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>② 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用</p> <p>④ おむつ代</p> <p>⑤ ①～④に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、領収証を交付しているか。</p>	<p>省令第61条 (準用第24条)</p>
	<p>(6) 指定認知症対応型通所介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定認知症対応型通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定認知症対応型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定認知症対応型通所介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>16 保険給付の請求の申請に必要な証明書の交付</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p> <p>17 指定認知症対応型通所介護の基本的取扱方針</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p> <p>18 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針</p> <p>指定認知症対応型通所介護の具体的な取扱いは、次に掲げるところによっているか。</p> <p>(1) 省令に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 通所介護従業者は、利用者又はその家族に対し、指定認知症対応型通所介護の提供方法等について、説明を行っているか。</p> <p>(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定認知症対応型通所介護の提供を行っているか。</p> <p>(4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定認知症対応型通所介護を利用者の希望に沿って適切に提供すること。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定認知症対応型通所介護の提供ができる体制を整えているか。</p>	<p>(6) 省令第61条 (準用第3条の20)</p> <p>(17) 省令第50条第1項 基準について第3の三の3の 省令第50条第2項</p> <p>(18) 省令第51条 基準について第3の三の3の (1)</p>

	<p>19 認知症対応型通所介護計画の作成</p> <p>(1) 管理者、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定認知症対応型通所介護の内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しているか。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>※ 指定認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容及びその所要時間、日課（プログラム）等を明らかにしているか。</p> <p>(2) 管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、認知症対応型通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>(3) 管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(4) 認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従った指定認知症対応型通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。</p> <p>(5) 認知症対応型通所介護計画に従った指定認知症対応型通所介護の実施状況及び目標の達成状況については、それぞれの利用者について記録を行わなければならないが、管理者は、当該認知症対応型通所介護計画の実施状況等の把握・評価を行い、必要に応じて当該認知症対応型通所介護計画の変更を行っているか。</p> <p>(6) 認知症対応型通所介護計画の目標及び内容等については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(7) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定認知症対応型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。</p> <p>20 利用者に関する西東京市への通知</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を西東京市に通知しているか。</p> <p>21 緊急時等の対応</p> <p>認知症対応型通所介護従業者等は、現に指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>省令第52条第1項、第2項 基準について第3の3の3の(2)</p> <p>省令第52条第3項 基準について第3の3の3の(2)の⑤</p> <p>省令第52条第4項</p> <p>省令第52条第5項</p> <p>基準について第3の3の3の(2)の④</p> <p>基準について第3の3の3の(2)の⑥</p> <p>基準について第3の3の3の(2)</p> <p>省令第61条 (準用第3条の26)</p> <p>省令第61条 (準用第12条)</p>
	<p>22 定員の遵守</p> <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>23 衛生管理等</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>24 非常災害対策</p>	<p>省令第61条 (準用第31条)</p> <p>省令第61条 (準用第33条)</p>

	<p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>また、</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（※）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行うための準備を進めているか。</p> <p>*一定要件 階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2及び延床面積1,500㎡以上の保育所</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適合建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 省令第32条は、指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定認知症対応型通所介護事業所においては、防火管理者を置くことなくともよいこととされている指定認知症対応型通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>	<p>省令第61条 （準用第32条）</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条</p>
	<p>25 掲示 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>26 秘密保持等</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>27 広告 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <p>28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定認知症対応型通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>29 苦情処理</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>省令第61条 （準用第3条の32）</p> <p>省令第61条 （準用第3条の33第1項）</p> <p>省令第61条 （準用第3条の33第2項）</p> <p>省令第61条 （準用第3条の33第3項）</p> <p>省令第61条 （準用第3条の34）</p> <p>省令第37条 （準用第3条の35）</p> <p>省令第61条 （準用第3条の36第1項）</p> <p>省令第61条 （準用第3条の36第2項）</p>

	<p>(3) 指定認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により西東京市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該西東京市の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して西東京市が行う調査に協力し、西東京市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護事業者は、西東京市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を西東京市に報告しているか。</p>	<p>省令第61条 (準用第3条の36第3項)</p> <p>省令第61条 (準用第3条の36第4項)</p>
	<p>(5) 指定認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>30 地域との連携 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、西東京市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>31 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに西東京市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定認知症対応型通所介護事業者は、省令第22条第4項の指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)の規定に準じた必要な措置を講じているか。</p> <p>32 会計の区分 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>33 記録の整備</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 通所介護計画 ② 次条において準用する第二十三条第二項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録 ③ 次条において準用する第三十条に規定する西東京市への通知に係る記録 ④ 次条において準用する第三十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 前条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録</p>	<p>省令第61条 (準用第3条の36第5項)</p> <p>省令第61条 (準用第3条の36第6項)</p> <p>省令第61条 (準用第34条)</p> <p>省令第61条 (準用第35条)</p> <p>省令第61条 (準用第3条の39)</p> <p>省令第60条第1項</p> <p>省令第60条第2項</p>
	<p>34 その他</p> <p>(1) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p> <p>(2) 西東京市地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、西東京市長に報告しなければならない。また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しなければならない。</p> <p>① 避難確保計画を作成し、西東京市に報告しているか。 ② 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。</p>	<p>水防法第15条の3第1項、第2項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項、水防法第15条の3第5項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第5項</p>
<p>第5 変更の届出等</p>	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を西東京市長に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を西東京市長に届け出</p>	<p>法第78条の5第1項</p> <p>法第78条の5第2項</p>

<参考>

(注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法⇒ 介護保険法（平成9年12月17日交付法律第123号）

省令⇒ 指定認知症対応型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

基準について⇒ 指定認知症対応型サービス及び指定認知症対応型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号）

告示⇒ 指定認知症対応型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）